

住宅リフォーム工事請負契約約款

（総則）

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

（一括下請負・一括委任の禁止）

第2条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者の責任において、工事の全部または大部分を一括して委任または請負わせることができない。

（権利・義務などの譲渡の禁止）

第3条 注文者及び請負者は相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡すること、または継承させることはできない。

2 注文者及び請負者は相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権、その他の担保の目的に供することはできない。

（完了確認・代金支払い）

第4条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

（支給材料、貸与品）

第5条 注文者からの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。

2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。

3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

（第三者への損害および第三者との紛議）

第6条 施工により、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。なお、双方の責に帰すべき事由による場合は協議により負担を定めるものとする。

（不可抗力による損害）

第7条 天災、その他、感染症の発生など自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工食用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

3 火災保険・建設工事保険その他損害を補填するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

（契約に適合しない場合の担保責任）

第8条 引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものがある場合、請負者は引き渡しから2年間民法に定める責任を負う。ただし、建築設備の機器本体、内装仕上げ・装飾、家具、植栽等において契約の内容に適合しない場合は引き渡しから1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、請負者が別段の保証書等を発行している場合は当該保証書等のさだめによるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第5条に基づく注文者からの支給材料または貸与品ならびに注文者の指図が原因で目的物の不適合が発生した場合には請負者は責任を負わないものとする。

4 前各項の場合、請負者は注文者に損害の賠償を請求することができる。

（打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合）

第9条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不能な状況により、打ち合わせに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合は注文者と請負者が協議して実情に適するように内容を変更する。

2 前項において工期、請負代金を変更する必要がある場合は、注文者と請負業者が第10条に基づいて協議してこれを決める。

（工事および工期の変更）

第10条 注文者は必要がある場合には工事の追加・変更を申し入れることができる。

2 前項の追加・変更工事の内容は注文者と請負者の合意により決める。

3 前項の合意により定められた追加・変更工事により、追加工事代金が発生した場合や請負者に損害を及ぼした場合は注文者に対して、その支払い、または、賠償を求めることができる。

4 請負者は不可抗力、その他、正当な理由があるときは注文者に対してその理由を明示して、追加工事代金および工期の延長を求めることができる。追加工事代金および延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

5 天災地変、その他の自然的条件、災害、天候の不良、感染症の発生等及びこれらに伴う建材等の納品の遅延に対し注文者に対して変更を求めることができる。

（注文者の中止・解除権）

第11条 注文者は必要がある場合には、書面（電子メール等含む）をもって工事を中止、またはこの契約を解除することができる。これにより、請負者に発生した損害を注文者が賠償する義務を負う。

2 注文者は請負者が正当な理由なく工事をしない場合、相当期間を定めて書面（電子メール含む）で催促し、その期間内に履行がない場合はこの契約を解除することができる。ただし期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

3 次の各号のひとつあるいは複数にあたるときは注文者は書面（電子メール等含む）をもって、工事を将来に向かって中止し、または、この契約を解除することができる。この場合注文者は、発生した損害を請負者に請求することができる。ただし、その原因が注文者にある場合にはこの限りではない。

一 請負者が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着工しないとき。

二 正当な理由なく工事が工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に請負者が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

三 請負者が強制執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・会社整理・特別清算の申し立てをし、もしくは受け、または民事再生の申し立てをするなど、請負者が工事を続行できないおそれがあると認められるとき。

四 請負者が第12条第1項（注文者の責による工事の中止権）の各号の一に規定する理由がないのに、この契約の解除を申し出たとき。

五 その他、請負者がこの契約に違反し、そのため契約の目的が達成できなくなったと認められるとき。

住宅リフォーム工事請負契約約款

- 4 注文者は天変地変、その他の自然的条件、災害、天候の不良、感染症の発生等、注文者と請負者のいずれの責めにも帰することができない事由により、工事の継続が困難である場合は請負者に対して工事完成前に限り、工事の中止を求めることができる。この場合、工期の延長、請負代金の変更について請負者と誠実に協議して定めることとする。

(請負者の中止・解除権)

第12条 注文者が次の各号のひとつまたは複数にあたる義務違反をしたとき、請負者が相当の期間を定めて書面(電子メール等含む)をもって催告しても、なお注文者がこれを是正しない場合は請負者は工事を中止し、または、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、前払金または部分払い金を遅延したとき
 - 二 正当な理由なく第7条第2項、第9条第1項、第2項および第10条第4項による協議に応じないとき
 - 三 工事用地等を請負者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため請負者が施工できないとき
 - 四 前各号のほか、注文者の責に帰すべき理由により工事が著しく遅延したとき
- 2 請負者は前項に基づく工事の遅延または中止期間が当初の工期の3分の1以上になったとき、または2か月以上になったときは書面(電子メール等含む)をもってこの契約を解除することができる。
- 3 注文者が正当な理由がなく前払い金または部分払い金を拒否する意思を明確に表示したときは請負者は書面(電子メール等含む)をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。
- 4 請負者は感染症拡大防止のため、工事の中止をすることができ、この場合、注文者は異議なく、これを承諾するものとする。

(解除に伴う措置)

第13条 前2条により、注文者または請負者がこの契約を解除したときは出来形部分および工事材料・建築設備機器等の処理を含めて注文者と請負者が協議した上で注文者は請負者に対して出来形部分の未払い分を支払い、過払いがあるときは請負者は過払い額について注文者に支払う。

- 2 前項の協議の際には当事者に属する物件について、その期間を定めてその引き取り、後片付け等の処置方法を検討して実行する。
- 3 第1項の協議が調わない場合および前項の処置が遅れている場合、一方が催促しても他方が正当な理由なく、この処置を行わないときは自らその処置を実施し、その費用を求償することができる。

(遅延損害金)

第14条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

- 2 注文者が請負代金の支払いを完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
- 3 本契約および取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由により請負者が工期内に本契約の目的物の引き渡しができないときはこの限りではない。

(個人情報の取り扱い)

第15条 注文者は、この契約が請負者の総合的な監督の下、注文者の個人情報(ただし、要配慮個人情報を除く)の一部が、請負者の指定する施工業者、資材メーカー等の第三者に、この契約の履行及び工事完了後のアフターメンテナンス等において必要な範囲内に限り、利用されることを承諾するものとする。

(反社会的勢力からの排除)

第16条 注文者と請負者は相手方に次の各号の一にあたるときは何らの催告なくして書面をもってこの契約を解除することができる。

- 一 役員等(当事者が個人である場合にはその者を当事者が法人である場合には、その役員またはその支店、もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この項において同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、第二条第六号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という)であることが認められるとき。
 - 二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下、この項において同じ)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとみとめられるとき。
- 2 この場合、解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができ、解除された者は損害の賠償を請求することができない。

(紛争の解決)

第17条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補足)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を十分お読みください。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文書または請負業者メールアドレスにメールを送信することや請負業者のウェブサイトには設置されているクーリング・オフ専用フォームへの書きこみ等の電磁的記録をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書、または電磁的記録を発したときに生ずるものとし、また、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。ア)お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申込みまたはご契約を行なった場合等 イ)壁紙などの消耗品を使用(最少包装単位)または、3,000円未満の現金取引②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面または電磁的記録によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。②契約の解除があった場合に、既に商品の引き渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。③契約解除のお申し出の際にすでに受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。⑤既に役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

※ なお、通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後1年間は契約の解除が可能になる場合があります。